

重要事項説明書(業務用プラン)

1. お申し込みの方法

当社所定の様式によりお申込みください。

2. 使用開始の予定年月日

現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した月の検計日または翌月の検計日となります。

3. 契約電流・契約容量

原則、現在ご契約中の小売電気事業者との契約電流・契約容量の値を引き継ぐものとします。

4. 供給電圧および周波数

(1) 供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。
(2) 周波数は原則として標準周波数50ヘルツもしくは標準周波数60ヘルツです。

5. 電気料金

料金は基本料金と、電力量料金再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え、燃料費調整額を差し引いた又は加えたものとします。

【1】業務用プランB・C(北海道)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	業務用プランB	業務用プランC
10A毎(※) ※10A,15A, 20A,30A,40A,50A,60A	341円00銭	-
1KVA毎	-	341円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

契約種別		単位	日中電力 (8:00~22:00)	夜間電力 (22:00~8:00)	
業務用 プラン C B	第1段階 料金	最初の 120kWhまで	1kWh	23円97銭	
	第2段階 料金	120kWhをこえ 280kWhまで	〃	29円76銭	
	第3段階 料金(※1)	280kWhをこえ 600kWh未満	〃	32円63銭	31円61銭
		600kWh以上 1000kWh未満	〃	32円63銭	31円61銭
	上記超過の場合	〃	31円27銭	30円25銭	

※1) 第3段階料金は、その月の電力使用量に応じていずれかの単価を適用いたします。
※ 夜間電力(22時~8時の10時間)および日中電力(8時~22時の14時間)の、使用電力の計量はスマートメーターにて自動で行います。スマートメーターが未設置の場合は、未設置期間の総使用電力量を夜間と日中の割合(10時間:14時間=42%:58%)で按分した数値とします。

【2】業務用プランB・C(東北)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	業務用プランB	業務用プランC
10A毎(※) ※10A,15A, 20A,30A,40A,50A,60A	330円00銭	-
1KVA毎	-	330円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

契約種別		単位	日中電力 (8:00~22:00)	夜間電力 (22:00~8:00)	
業務用 プラン C B	第1段階 料金	最初の 120kWhまで	1kWh	18円57銭	
	第2段階 料金	120kWhをこえ 300kWhまで	〃	24円82銭	
	第3段階 料金(※1)	300kWhをこえ 600kWh未満	〃	28円11銭	
		600kWh以上 1000kWh未満	〃	28円11銭	27円23銭
	上記超過の場合	〃	26円94銭	26円06銭	

※1) 第3段階料金は、その月の電力使用量に応じていずれかの単価を適用いたします。
※ 夜間電力(22時~8時の10時間)および日中電力(8時~22時の14時間)の、使用電力の計量はスマートメーターにて自動で行います。スマートメーターが未設置の場合は、未設置期間の総使用電力量を夜間と日中の割合(10時間:14時間=42%:58%)で按分した数値とします。

【3】業務用プランB・C(東京)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	業務用プランB	業務用プランC
10A毎(※) ※10A,15A, 20A,30A,40A,50A,60A	286円00銭	-
1KVA毎	-	286円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

契約種別		単位	日中電力 (8:00~22:00)	夜間電力 (22:00~8:00)	
業務用 プラン C B	第1段階 料金	最初の 120kWhまで	1kWh	19円87銭	
	第2段階 料金	120kWhをこえ 300kWhまで	〃	25円97銭	
	第3段階 料金(※1)	300kWhをこえ 600kWh未満	〃	29円35銭	28円43銭
		600kWh以上 1000kWh未満	〃	29円35銭	28円43銭
	1000kWh以上 2500kWh未満	〃	28円12銭	25円98銭	
	上記超過の場合	〃	27円51銭	25円07銭	

※1) 第3段階料金は、その月の電力使用量に応じていずれかの単価を適用いたします。
※ 夜間電力(22時~8時の10時間)および日中電力(8時~22時の14時間)の、使用電力の計量はスマートメーターにて自動で行います。スマートメーターが未設置の場合は、未設置期間の総使用電力量を夜間と日中の割合(10時間:14時間=42%:58%)で按分した数値とします。

【4】業務用プランB・C(中部)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	業務用プランB	業務用プランC
10A毎(※) ※10A,15A, 20A,30A,40A,50A,60A	286円00銭	-
1KVA毎	-	286円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

契約種別		単位	日中電力 (8:00~22:00)	夜間電力 (22:00~8:00)	
業務用 プラン C B	第1段階 料金	最初の 120kWhまで	1kWh	21円06銭	
	第2段階 料金	120kWhをこえ 300kWhまで	〃	25円03銭	
	第3段階 料金(※1)	300kWhをこえ 600kWh未満	〃	27円35銭	
		600kWh以上 1000kWh未満	〃	27円35銭	26円50銭
	上記超過の場合	〃	26円21銭	25円36銭	

※1) 第3段階料金は、その月の電力使用量に応じていずれかの単価を適用いたします。
※ 夜間電力(22時~8時の10時間)および日中電力(8時~22時の14時間)の、使用電力の計量はスマートメーターにて自動で行います。スマートメーターが未設置の場合は、未設置期間の総使用電力量を夜間と日中の割合(10時間:14時間=42%:58%)で按分した数値とします。

【5】業務用プランB・C(北陸)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	業務用プランB	業務用プランC
10A毎(※) ※10A,15A, 20A,30A,40A,50A,60A	242円00銭	-
1KVA毎	-	242円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

契約種別		単位	日中電力 (8:00~22:00)	夜間電力 (22:00~8:00)	
業務用 プラン C B	第1段階 料金	最初の 120kWhまで	1kWh	17円84銭	
	第2段階 料金	120kWhをこえ 300kWhまで	〃	21円23銭	
	第3段階 料金(※1)	300kWhをこえ 800kWh未満	〃	22円75銭	
		800kWh以上 2500kWh未満	〃	22円75銭	22円04銭
	上記超過の場合	〃	22円28銭	21円34銭	

※1) 第3段階料金は、その月の電力使用量に応じていずれかの単価を適用いたします。
※ 夜間電力(22時~8時の10時間)および日中電力(8時~22時の14時間)の、使用電力の計量はスマートメーターにて自動で行います。スマートメーターが未設置の場合は、未設置期間の総使用電力量を夜間と日中の割合(10時間:14時間=42%:58%)で按分した数値とします。

【6】業務用プランA・B(関西)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	業務用プランA	業務用プランB
1契約につき	341円02銭	-
1KVA毎	-	396円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

契約種別		単位	日中電力 (8:00~22:00)	夜間電力 (22:00~8:00)	
業務用 プラン A	第1段階 料金	最初の 120kWhまで	1kWh	20円31銭	
	第2段階 料金	120kWhをこえ 300kWhまで	〃	25円29銭	
	第3段階 料金(※1)	300kWhをこえ 600kWh未満	〃	27円24銭	
		600kWh以上 1000kWh未満	〃	26円07銭	25円19銭
	1000kWh以上 2500kWh未満	〃	24円90銭	22円85銭	
	上記超過の場合	〃	24円31銭	21円97銭	

契約種別		単位	日中電力 (8:00~22:00)	夜間電力 (22:00~8:00)	
業務用 プラン B	第1段階 料金	最初の 120kWhまで	1kWh	17円91銭	
	第2段階 料金	120kWhをこえ 300kWhまで	〃	20円70銭	
	第3段階 料金(※1)	300kWhをこえ 600kWh未満	〃	23円73銭	
		600kWh以上 1000kWh未満	〃	23円73銭	23円00銭
	1000kWh以上 2500kWh未満	〃	22円76銭	21円06銭	
	上記超過の場合	〃	22円27銭	20円34銭	

※1) 第3段階料金は、その月の電力使用量に応じていずれかの単価を適用いたします。
※ 夜間電力(22時~8時の10時間)および日中電力(8時~22時の14時間)の、使用電力の計量はスマートメーターにて自動で行います。スマートメーターが未設置の場合は、未設置期間の総使用電力量を夜間と日中の割合(10時間:14時間=42%:58%)で按分した数値とします。
※ 燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は関西電力と同額です。増しても減っても削減に影響はありません。プランAにつきまして、グループ電力の基本料金には、最初の15kWhの使用量は含まれておりません。

【7】業務用プランA・B(中国)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	業務用プランA	業務用プランB
1契約につき	337円37銭	-
1KVA毎	-	407円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

契約種別			単位	日中電力 (8:00～22:00)	夜間電力 (22:00～8:00)
業 務 務 用 用 プ ラ ン B A	第1段階 料金	最初の 120kWhまで	1kWh	18円09銭	
	第2段階 料金	120kWhをこえ 300kWhまで	〃	23円68銭	
	第3段階 料金(※1)	300kWhをこえ 600kWh未満	〃	25円02銭	
		600kWh以上 1000kWh未満	〃	25円02銭	24円24銭
		上記超過の場合	〃	24円76銭	23円71銭

※1)第3段階料金は、その月の電力使用量に応じていずれかの単価を適用いたします。
※ 夜間電力(22時～8時の10時間)および日中電力(8時～22時の14時間)の、使用電力の計量はスマートメーターにて自動で行います。スマートメーターが未設置の場合は、未設置期間の総使用電力量を夜間と日中の割合(10時間:14時間=42%:58%)で按分した数値とします。
※燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は関西電力と同額です。増しても減っても削減額に影響はありません。プランAにつきまして、グローバル電力の基本料金には、最初の15kWhの使用量は含まれておりません。

【8】業務用プランA・B(四国)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	業務用プランA	業務用プランB
1契約につき	411円40銭	-
1KVA毎	-	374円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

契約種別			単位	日中電力 (8:00～22:00)	夜間電力 (22:00～8:00)
業 務 務 用 用 プ ラ ン B A	第1段階 料金	最初の 120kWhまで	1kWh	16円96銭	
	第2段階 料金	120kWhをこえ 300kWhまで	〃	21円99銭	
	第3段階 料金(※1)	300kWhをこえ 800kWh未満	〃	24円66銭	
800kWh以上 2500kWh未満		〃	24円66銭	23円89銭	
		上記超過の場合	〃	24円15銭	23円13銭

※1)第3段階料金は、その月の電力使用量に応じていずれかの単価を適用いたします。
※ 夜間電力(22時～8時の10時間)および日中電力(8時～22時の14時間)の、使用電力の計量はスマートメーターにて自動で行います。スマートメーターが未設置の場合は、未設置期間の総使用電力量を夜間と日中の割合(10時間:14時間=42%:58%)で按分した数値とします。
※燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は関西電力と同額です。増しても減っても削減額に影響はありません。プランAにつきまして、グローバル電力の基本料金には、最初の15kWhの使用量は含まれておりません。

【9】業務用プランB・C(九州)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	業務用プランA	業務用プランB
10A毎(※)	297円00銭	-
※10A、15A、20A、25A、30A、35A、40A		
1KVA毎	-	297円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

契約種別			単位	日中電力 (8:00～22:00)	夜間電力 (22:00～8:00)
業 務 務 用 用 プ ラ ン C B	第1段階 料金	最初の 120kWhまで	1kWh	17円45銭	
	第2段階 料金	120kWhをこえ 300kWhまで	〃	22円55銭	
	第3段階 料金(※1)	300kWhをこえ 600kWh未満	〃	25円02銭	
		600kWh以上 1000kWh未満	〃	25円02銭	24円24銭
		上記超過の場合	〃	24円76銭	23円71銭

※1)第3段階料金は、その月の電力使用量に応じていずれかの単価を適用いたします。
※ 夜間電力(22時～8時の10時間)および日中電力(8時～22時の14時間)の、使用電力の計量はスマートメーターにて自動で行います。スマートメーターが未設置の場合は、未設置期間の総使用電力量を夜間と日中の割合(10時間:14時間=42%:58%)で按分した数値とします。

6.工事費等

(1)計量器や電流制限器等は一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り換えるため、費用は原則無料です。ただし、特に多額の費用を要する場合はお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

(2)託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客さまに

電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

7.計量・料金算定について

(1)使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者が設置した電力計により計量します。
(2)料金の算定期間は「一月」とし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。

計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。

8.お支払い方法

(1)毎月の電気料金については口座振替もしくはクレジットカードのどちらかお客様の選択された方法によりお支払いいただきます。
(2)工事費負担金についてはその都度、当社が指定した金融機関を通じて払い込みによりお支払いいただきます。

9.お客さまのご協力

(1)需要場所への立入りによる業務の実施供給契約の遂行上、供給場所への立入りが必要と認められる場合、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に入力らせていただくことがあります。
(2)施設場所の提供
一般送配電事業者が、お客さまへの電気の供給に伴う設備等の施設場所の提供を求めた場合、それらの場所を無償で提供していただくものとします。
(3)保安に対するお客さまの協力
一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認められた場合には、一般送配電事業者に通知していただきます。

10.契約期間

契約期間は、料金適用開始日から1年間とし、供給契約の終了または変更がない場合は自動的に1年間延長します。

11.お客さまからの申し出による契約の変更・解除

(1)契約の変更の際は、下記連絡先を通じてお申し出ください。
(2)他の小売電気事業者への切り替えに伴う契約の際は、新たな小売電気事業者へお申し込みください。
(3)引越し等の理由により契約を終了する際は、下記連絡先を通じてお申し出ください。
その際、当社は必要な本人確認を行います。
(4)契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

12.当社からの申し出による契約の解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気供給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の15日前までに通知いたします。
(1)一般送配電事業者に電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
(2)お客さまがその供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかの場合
(3)支払期日を15日経過してもお客さまが料金を支払われない場合
(4)お客さまが支払いを要することになった料金以外の債務(連約金、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
(5)お客さまが、毎月の料金の支払いを当社が指定した支払い方法に違反した場合
(6)お客さまがその他電気供給約款に違反した場合

13.その他

(1)現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。
(2)本供給条件事項説明書に記載のない事項については、電気供給約款および電気料金種別定義書によるものとします。

株式会社グローバルアップ

登録番号:A0431

T151-0071

東京都豊島区南池袋1-13-23 池袋YSビル4F

TEL:0120-934-960

受付時間:10:00～18:00(土日祝を除く)

http://gue.co.jp/

共同利用プライバシーポリシー

共同利用する者の範囲

○当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります※1。
・小売電気事業者※2
・一般送配電事業者※3
・電力広域的運営推進機関

共同利用の目的

①託送供給契約又は発電量調整供給契約(以下「託送供給等契約」といいます。)、の締結、変更又は解約のため
②小売供給契約(離島供給および最終保障供給に関する契約を含む。)*又は電気受給契約(以下「小売供給等契約」といいます。)*の廃止取次※4のため
③供給(受電)地点に関する情報の確認のため
④電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため

共同利用する情報項目

①基本情報:氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号
②供給(受電)地点に関する情報:託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、検針情報、引込状態書、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約形態、廃止措置方法

共同利用の管理責任者

①基本情報:小売供給等契約を締結している小売電気事業者(但し、離島供給又は最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者)
②供給(受電)地点に関する情報:供給(受電)地点を供給区域とする一般送配電事業者

※1 当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者及び一般送配電事業者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

※2 小売電気事業者とは、電気事業法(昭和39年7月11日法律第70号)第2条の5第1項に規定する登録指番号に該当せず、小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者(電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の附則により、小売電気事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。)*をいいます(事業者の名称、所在地等)につきましては、資源エネルギー庁のホームページ(http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers/list/)をご参照ください。

※3 一般送配電事業者とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。

※4 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給等契約等解約の申込みを行うことをいいます。